

農業者のみなさまへ

あなたの農機具・農業機械の 安全に不安はありませんか？

令和5年度 農機具安全対策強化支援助成事業

鳥取県における農作業死亡事故の約3割は、トラクター（横転事故や交通事故）によるものです。安全に農作業や公道走行ができるよう、農機具・農業機械の安全対策に取り組まれる農業者の安全対策費用の一部を助成します。

● 助成対象経費

農機具の安全対策のため、安全フレーム・シートベルト、反射器、灯火器、外側表示板、制限標識等の装着の助成に係る経費 等



● 助成対象者

保安基準を満たさない農機具を有する農業者（個人、農業法人、集落営農組織、農業関係任意組織 等）

● 助成内容・申請期間

対象期間：令和5年4月1日～令和6年2月29日

助成内容：事業費の1/2助成 上限1万円/対象 本年度予算額 80万円
(予算上限となり次第締め切ります)

● 助成申請窓口・お問い合わせ

お近くの県内各JA農機センター、ヤンマー支店、中セキ営業所から助成申請ができます。（所定の様式が必要です）

鳥取県農作業安全・農機具盗難防止協議会

【事務局】JA鳥取県中央会 農業くらし対策室 農作業安全係り

〒680-0833 鳥取県鳥取市末広温泉町723

電話：0857-21-2607 メール：ja31nousei@ja-tottori.or.jp

令和5年度 農機具安全対策強化支援助成事業

令和5年4月
令和5年8月29日一部改定
鳥取県農作業・安全農機具盗難防止協議会

1. 目的

県内においては農作業事故の発生が続いており、死亡事故も発生している。また、農業就業人口の高齢化に伴い、高齢者による事故が増加している。

これらの状況を踏まえ、県内の農作業事故、およびその死亡事故の発生抑止に資する安全対策強化部品等の導入経費を助成し、地域における安全対策の確実な実施と普及を図る。

2. 対象期間 令和5年4月1日～令和6年2月29日

3. 助成対象者

保安基準を満たさない農機具を有する農業者(個人、農業法人、集落営農組織、農業関係任意組織 等)

4. 助成対象経費

対象者の実施する次の経費を助成する。

農機具の安全対策のため、安全フレーム・シートベルト、反射器、灯火器、外側表示板、制限標識等の装着の助成に係る経費 等

※ 上記に当てはまらない場合は、事務局と協議の上で会長が決定する。

5. 助成内容

事業費の1/2助成 上限1万円/対象 本年度予算額(県協議会助成金額)80万円
また、助成額は消費税の取り扱いにより次のとおりとする。

一般課税事業者・・・事業費(税別)金額の1/2

免税事業者および簡易課税事業者・・・事業費(税込)金額の1/2

6. 交付申請

助成を受けようとする者(以下、「交付申請者」という。)は、別紙様式1により交付申請を行う。助成対象経費の支払証憑書類および実施した取り組みが分かる写真等を添付すること。なお、交付申請は農業機械を取り扱う本協議会構成員(各JA農機センター、ヤンマー支店、中セキ営業所)を経て行うものとする。

7. 助成金交付

別紙様式2により助成金の交付を行う。事務局は、交付申請を6月末、9月末、12月末、2月末に締め切り、翌月末(休業日の場合は前営業日)までに交付申請者から申請のあった口座に直接振り込みをする。

鳥取県農作業安全・農機具盗難防止協議会会員(順不同)

鳥取県農業協同組合中央会 全国農業協同組合連合会鳥取県本部 鳥取いなば農業協同組合
鳥取中央農業協同組合 鳥取西部農業協同組合 大山乳業農業協同組合 鳥取県畜産農業協同組合
鳥取県農業共済組合 (株)中セキ中四国鳥取営業部 (株)中四国クボタ米子事業所 ヤンマーアグリジャパン(株)中四国支社 三菱農機販売(株)松江営業所

鳥取県 鳥取市 米子市 倉吉市 境港市 岩美町 若桜町 智頭町 八頭町 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 日吉津村 大山町 南部町 伯耆町 日南町 日野町 江府町